平成２１年（フ）第９１３号
兵庫県尼崎市浜田町５丁目51番地フォーラムイン浜田201号
債務者　中島　　廣
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９２９号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目11番23―201号
債務者　石埜　儀広
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９４７号
兵庫県尼崎市富松町１丁目33番15号メルベールマウンテンヴィレッジ215、前住所東京都青梅市今井３丁目31番地の26末広マンション202号
債務者　相場　雅樹
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２号
兵庫県豊岡市但東町佐田737番地、前住所京都府福知山市字堀1653番地の１
債務者　田中　卓也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
鳥取県鳥取市南安長３丁目95番地　シャルマン南安長102号、旧住所鳥取県鳥取市宮長15番地22
債務者　天春　紘子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９３号
鳥取県八頭郡智頭町大字三吉150番地、旧住所福井県大飯郡高浜町日置42号３番地
債務者　中井　睦子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９５号
鳥取県鳥取市立川町５丁目83番地６　二和ハイツ11号、旧住所鳥取県鳥取市滝山422番地６　雇用促進住宅１―210号
債務者　山下　和男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９６号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富712番地12、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字浦富711番地の14
債務者　米村　光恵
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９９号
鳥取県鳥取市松並町２丁目222番地
債務者　山田知津子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４６号
広島県尾道市向島町7185番地１
債務者　杉谷　敏行
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
徳島市徳島町３丁目63番地―301号
債務者　浅井　　優
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９５号
徳島県板野郡板野町唐園字柳ノ北９番地８
債務者　河内　順一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１０号
徳島県名西郡石井町石井字石井1153番地12
債務者　蔦野　郷子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１６号
徳島市川内町沖島225番地の３
債務者　篠原惠美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１７号
徳島市川内町沖島236番地
債務者　篠原　裕史
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１８号
徳島市川内町沖島225番地の３
債務者　佐川　晴一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２１号
徳島市南昭和町４丁目70番地の３
債務者　高田　新也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
　　徳島地方裁判所民事部